

# 点検整備記録簿

## 二輪自動車 (定期点検基準の別表第七)

自動車登録番号又は車両番号その他の自動車は車台番号

区分及び記号	
良	V
交換	X
修理	△
調整	A
清掃	C
給油	L

…1年毎  
 +  …2年毎

### 点検の結果及び整備の概要

点検箇所	点検項目	点検箇所	点検項目
ハンドル	操作具合	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	継手部がた (連結部の緩み、スプライン部・自在継手部がた)
フロントフォーク	損傷	チェーン及びスプロケット	チェーンの緩み スプロケットの取付状態及び摩耗
ブレーキ・ペダル及びブレーキレバー	遊び	ドライブベルト	●摩耗及び損傷
ロード及びケープル類	緩み、がた及び損傷	点火装置	●点火プラグの状態 (白金又はイリジウム・プラグの場合) 点火時期
ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	バッテリー	ターミナル部の接続状態 (緩み、腐食)
マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパー	液漏れ	電気配線	●エア・クリーナ・エレメントの状態 低速及び加速の状態 排気の状態
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	●ドラムとライニングとのすき間 ●シューの潤滑部分及びライニングの摩耗	本体	低速度及び加速の状態 排気の状態
ブレーキ・ディスク及びパッド	●ディスクとパッドとのすき間 ●パッドの摩耗	潤滑装置	油漏れ
ホイール	●タイヤの状態 (空気圧、亀裂、損傷、異状な摩耗、溝の深さ) ●ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	燃料装置	燃料漏れ リンク機構の状態 スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動
サスペンション・アーム	●フロント・ホイール・ベアリングのがた	冷却装置	水漏れ
ショック・アブソーバ	●リア・ホイール・ベアリングのがた	ブローバイ・ガス還元装置	配管の損傷
クラッチ	連結部のがた及びアームの損傷	燃料蒸発ガスを抑制装置	配管等の損傷
トランスミッション	油漏れ及び損傷	一酸化炭素等発散防止装置	チェコール・キャニスターの詰まり及び損傷
	クラッチ・レバーの遊び	エグゾースト・パイプ及びマフラー	チェック・バルブの損傷
	作用	フレッシャー	二次空気供給装置の機能 配管の損傷及び取付状態
	●油漏れ及び油量	その他	取付けの緩み及び損傷 マフラーの機能

CO、HC濃度 (アイドリング時)	前輪	左	mm	右	mm
CO	後輪	左	mm	右	mm
HC	前輪	左	mm	右	mm
	後輪	左	mm	右	mm

タイヤ溝の深さ (0.8mm以上)  
 プレーキ・パッド、ライニングの厚さ

点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所

点検又は、分解整備時の総走行距離	km
点検年月日	年 月 日
整備完了年月日	年 月 日

(注) ① 注第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。  
 ② ●印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり1千五百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検後を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができない。  
 ③ ●印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

(注) この点検整備記録簿の保存期間は、記載の日から1年間です。